

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改める。

第一号様式、第一号様式の三及び第二号様式中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

表者の氏名） 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第八号様式、第九号様式及び第十一号様式から第十三号様式までの規定中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

第十五号様式中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

の12第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。